

議案第75号

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について

令和2年6月11日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成24年前橋市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「次に」を「基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅（以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。）にあつては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に」に改め、同号ウ中「次に」を「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあつては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に」に改め、同項第4号イ及びウ中「次に」を「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。